

広島県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和四年六月二十三日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中迫川北線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市西城町栗字後大戸一・二五九番一地先から 庄原市西城町栗字後大戸一・二五九番一地先まで			一二・〇〇 一三・六〇	四四・五〇	
			二三・四〇 二三・六〇	四四・五〇	拡幅